

別表2(第5条関係)

行為	使用料	
	単位	金額
業としての写真の撮影	写真機1台 1月	円 1,700
	写真機1台 1日	170
業としての映画の撮影	1日	8,500
興行	1平方メートル 1日	35
博覧会，展示会その他これらに類する催しのための使用	1平方メートル 1日	35
競技会，集会その他これらに類する催しのための使用	1日	900
	日の出から午前8時まで	170
	午前8時から午後0時30分まで	340
	午後0時30分から午後5時まで	340
	午後5時から日没まで	170
	日没から午後10時まで	170
備考 使用面積が0.01平方メートル未満であるとき，またはその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは，その全面積またはその端数の面積を切り捨てて計算する。		